

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成26年11月28日
【会社名】	日本テレホン株式会社
【英訳名】	NIPPON TELEPHONE INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高山守男
【本店の所在の場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理財務本部長 茶谷喜晴
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区天満橋一丁目8番30号 OAPタワー9階
【電話番号】	06(6881)6611
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理財務本部長 茶谷喜晴
【縦覧に供する場所】	日本テレホン株式会社東京本社 (東京都新宿区西新宿三丁目2番4号 新和ビル2階)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社の有する債権について取立不能または取立遅延のおそれが生じ、これにより財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号および第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該債務者の名称、住所、代表者の氏名及び資本金

名称	AD CHIDI CO., LIMITED
住所	中華人民共和国 香港特別行政区 RM 1205 12/F TAI SANG BANK BLDG 130-132 DES VOEUX RD CENTRAL DISTRICT, HONG KONG
代表者の役職氏名	KIM JAEWHAN
資本金の額	1,000,000 HK\$

(2) 当該債務者等に生じた事実およびその事実が生じた年月日

発生した事実 当社で海外事業を所管するグローバル営業部の取引先である「AD CHIDI CO., LIMITED」社とのスマートフォンの仕入取引において、取引総額4,500,000 US\$の内、10%にあたる450,000US\$を商品の検品前に保証金として前払いをいたしました。支払いから1週間を経過した時点においても当該商品の検品が不能な状況であることから契約不履行を理由とした保証金の返還を要請してまいりました。

しかしながら、現在に至るまで当該保証金の返還が実行されず、また、前渡金に相当する商品の引渡しも実施されていない状況にあることから、「AD CHIDI CO., LIMITED」社に対する債権450,000 US\$(邦貨換算48,622,500円)について、取立不能または取立遅延のおそれが生じることとなりました。

発生した年月日 平成26年11月28日、当社におきましては当該事案に対し、香港現地弁護士事務所 DEACONS(5th Floor, Alexandra House 18 Chater Road Centraul, Hong Kong)の弁護士を通じ、「AD CHIDI CO., LIMITED」社への民事訴訟の申し立てを行いました。

(3) 当該債務者等に対する債権の種類及び金額

債権の種類	前渡金
金額	邦貨換算 48,622,500円 (450,000 US\$)

(注) 上記の前渡金は、平成26年10月22日の先方への送金時における円換算レートである1\$ = 108.05円に基づく換算額であります。

(4) 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

「AD CHIDI CO., LIMITED」社に対する債権について、平成27年4月期第2四半期累計期間における財務諸表において貸倒引当金を設定し、邦貨換算で48,622,500円(450,000 US\$)の特別損失が発生する見込みであります。

以上